



の十七日であります。もう一つは、先ほど私が申し上げました裁判所職員臨時措置法でございます。あとでこれは関係がありますので、特に裁判所職員臨時措置法については読みかえという形の中身でありまして、そのことが実は今日までの経過の中で、いろいろ不都合を生じておるという気がするのでありますけれども、その点だけ、いまの点に關しましてはひとつ御指摘申し上げておきたいと思つてあります。ところで、この成立の過程、経過から見まして、こういうふうな幾つかに分かれておるということ自体に、はたしてこれが妥当であるかどうかという点について、人事院の側に意見がなければならぬと思うのであります。その辺の事情について、お聞かせをいただきたいわけですが。

○島政府委員 ただいま先生の御指摘の裁判所の職員の災害補償に關しましては、臨時措置法に基づいてやつておるわけでございます。幾つかこの読みかえ規定がございますが、内容はとおね同じでございます。ただ、実施機関は、私のほうは実施機関をいたしまして一般職の公務員を所管しているわけでございます。一般職の公務員に關する災害補償については、私のほうで各省の実際の運用の統一をはかり、かつまたその指導をしておるわけでございます。裁判所につきましては、あるいはこれは先生からおしかりを受けるかも知れませんが、実際問題として、私のほうは直接指導なり、その内容について関与はしておりません。

○大出委員 そこでおしかりを受けるかも知れませんが、おしかりがございましたように、御存じないわけではないという気がするものであります。関与してございませんとおしかり自体に私は人事院の責任がある、こう実は申し上げたいのであります。

ここでひとつ摘出をして明らかにしておきたいのであります。これは私が当時官公労事務局長などをやつておった時代であります。課長さんの前任者になると思つてありますが、人事院給与

局の補償課長さんで堀込惣次郎さんという方がおいでになりました。この人は当時非常に苦勞されて災害補償関係を手がけたわけでありまして。昔のつかない人事院型の、恩給でも何でもございとおつたのであります。慶徳さんの時代の、これも慶徳給与局長の序がついておられますけれども、これの一番末尾のページをお開きいただくとわかるのであります。「二 特別職の災害補償」という項がございまして、この特別職の災害補償の中に、「災害補償に關し特別職と一般職と別々の制度となつておること自体はなほ不明瞭である。」とある。つまりこういう書き出しなのであります。分かれておるわけがないのだ。なぜ分けたかという人事院自体のつくつた経過を踏まえての明確な態度がある。これは公務員法に基づいて研究の成果を発表することに義務づけられておる人事院であります。それから当然そうなるのがあたりまえです。しかも特に「一般職の公務員と公共事業費支弁にかかると特別職である公務員とは、同一職場で同様の作業に従事している場合」というところから始まりまして「特別職におつても、補償法を準用する立法措置を講ずるはずであつたが、いろいろの關係で同時にできなかったもので、いづれは早晩同一の制度によることとなる。」という見解を人事院は持つてゐる。それから特別職の災害補償は当時緊急措置法などというのがあるとして、大蔵省の關係がございまして、「大蔵大臣の定める調整及び支給手続に従つて」云々というのである。あります。という形ではなくて、つまり人事院がすべてを一本にまとめて所管するという趣旨にならなければ完全なものにならないという意味の結論が出ておる。そうするとあれから——これをお書きになった時点が昭和二十六年の七月十五日でありまして、二十六年と申しますと、ずいぶん期間がたつてゐるわけですが。私に言わせれば、その間一緒にしようとしてできなかった、いろいろの勢力がありまして、その結果として専門家の立場からするならば、それが将来にわたつて特別職の方々にいろいろのしわが寄る。それでは困るから

早く一緒にすべきである、不明瞭である、こういうふうな言つていたわけですね。そういうことになりまして、現在置かれておる裁判所の方々などというものは、そのために非常に状態としては悪過ぎるのであります。これは一にかかつて当時公務員法というものを踏まえての人事院の責任、こういう点からいいますと、どうもその責任を果たしてないという感じが強いのであります。これに關連をいたしまして、その意味では、あと人事院にももう少し積極的な問題の焦点を掘り下げていただいて、幾つかの手を打つていただかないと、この裁判所職員のほうに及ばない。この点を私は心配するわけなのであります。いま私が申し上げましたように給与局の補償課長さんの文言なるものはあなたの方いいまどういうふうにお考えになつておられるかという点を、過去を振り返つて承つておきたいのであります。

○島政府委員 特別職の、たとえば裁判所の職員に對する補償制度に關しても人事院が統一した運用をすべきである、そういう御趣旨で御質問があつたと思つては、もちろん先生御指摘のようにな、公務員法に「人事院は、なるべくすみやかに、補償制度の研究を行ない、その成果を国会及び内閣に提出するとともに、その計画を実施しなければならぬ。」という九十五條の規定がございまして。そういう意味において一般職、特別職を通ずるほどの補償制度まで人事院が立案並びに実施の責めを負うというふうには、この規定では直接には読めないと思つて、人事院というものはあくまでも一般職の職員を對象としておりますので。ただ、おっしゃる御趣旨はよくわかるので、一つは立法論の問題になると思つて、忘慢ではないかとおしやいます。現在の制度のたてまえからいへば、一応いま申し上げたようなことでございまして、そこまで人事院が特別職の補償制度について一々意見を申し入れるのみならず、その運用まで所管するというにはなつておらぬわけでございます。ただ、こういう社会保障制度というものは、民間との均衡という問題

もございまして、また、公務員部内における均衡ということもございまして、特別職と一般職の扱いが非常に異なるということであつてはならないと思つてます。ですからその關係は、一般職であらうと特別職であらうと、また公務員であらうと、民間であらうと、共通する考え方によつて運用されるのが筋道かと思つて、制度としては人事院はそこまですばしばしいるというの、法のたてまえからいっていかか、こういうふうな思つております。ただ、また實際問題といたしまして、公務上の認定が絶えず争われるわけでございます。その場合の審査というものは裁判所職員に對しては裁判所に訴える、一般職の職員については人事院、こういうふうになつておる。その辺はやはり裁判所自体のお考えによらないと、實際の運用も期せられない、かように考えております。

○大出委員 おそらくそういう答弁をなさるだらうと思つていたわけでありまして。だから私は、この法律が成立をする経過を振り返つてと申し上げたわけでありまして。人事院が国家公務員災害補償法を立案する経緯の中で二転、三転いたしております。當時は、基準法の施行による必要な措置のみに限定するということで、労働基準法等の施行に伴う政府職員に關する給与の緊急措置に關する法律というものを制定して、當時急場をしのいだのですね。まことに緊急措置です。しかしそれではいけないという声が當時はうはいとしてあつた。労使關係もいまとは違ひまして、末弘敬太郎さんの見解が世の中を押して通つていた時代でありましたから、そこでこの緊急措置というものはよくないのだということになりまして、国家公務員災害補償法案、さらに国家公務員共済組合法案、この二法案を人事院が準備した時代があるわけでありまして。これは第二国会に提出することになつておつた。この當時の災害補償法案というの、官業共済組合で行なわれていた公務員災害給付、これを共済組合の事業からはずして、官吏、雇用人の身分別による差別をなくする。そして一方で

に基づいて請求する、却下をされる、異議を申し立てる、また同じところで審査をする、こういうばかなことであつては、事、働いている公務員の健康上の問題、からだの問題、即、生活にかかわる問題でございますから、そういった基本的な、大抵なこと、を、却下したところが審査するなどという――一ぺん却下をして、同じところで認められるわけにいきませんよ。そうでしょう、裁判所からんですから。実施機関として、そしてまた審査機関を兼ねておる。そういうばかなことを放任できないでしょう。してみると、先ほどの防衛庁の場合の民間の天下りにしても、やはり第三者機関に持つていってもらわなければ困るというのと一緒で、どうしてもやはり二重権限を持ったのでは公平な審査はできない。この点は、明確に、あなたのおっしゃる全くの準用ではない。このところを、総務長官お聞きになつておると思うけれども、私は総務長官に無理な御質問をしようと思つていない。事非常にこまかい問題ですから、ある程度専門的にやつてなければわからぬ問題ですから、無理な質問はしませんが、申請があつた、却下した、却下したところに異議の申し立てをし、またその機関が当たる、なんというのは、私は正しいあり方ではないと思う。これは、いま直ちに直すとは言えないでしょう、政府ですから。言えないけれども、将来に向かって、防衛庁の例をあげましたけれども、防衛庁でも、自衛隊というところですから、あれだけやりにくいところであつても、なおかつこの問題は第三者機関に持つていくように検討させていただきたいということをやつとしようになつた。少なくともそのくらいのこととは、将来に向かつてできるだけすみやかに第三者機関に持ち込むような形に検討してみた、い、くらのことは長官に答えていたかぬと、あとから具体的な例をあげますけれども、困る問題だ、こう思うのです。

○田中国務大臣　御指摘の点を承りますと、非常

にこの点は問題が存するところだろうと存ぜられます。しかし、冒頭お話がございましたように、

国会職員でありますとか、あるいはまた裁判所の職員でありますとか、三権分立の問題から来た一つのエアポケットかもしれないが、非常に重大な問題でもあると存じますので、十分に調べさせていただきます。

○大出委員 三権分立の話が出ましたから申し上げるのですが、立法府である国会がつくった法律でございますから、私も別にその当時に籍があったわけではありませんが、ここに籍がある立場から、その点からはとかくは言えない立場であります。しかし、問題は、これは常識で考えていただいてもわかるのですけれども、司法、行政、立法という三権分立の趣旨に直接に抵触する問題なら、いまお話があったことも成り立ちます。しかし、そうではなくて、立法が行なわれて、法律になって世の中を一人歩きしているこの法律の適用に関する問題なんです。適用に関する問題を、立法府だ、司法府だからといって、直接的に実施機関が審査機関を兼務しているということがあつていいかという問題です。つまり立法そのものではない。で、き上がった法律の適用の問題、そこにはひとしく労働契約によつて、これは学説的にいろいろな意見がありますけれども、給料をもらつてつとめていくという関係は変わりはない。そうならば、当然労働というものの対する報酬というものがございまして、あわせて労働災害に対する権利という問題もあります。そうだとするならば、その関係、この一点に関する限りは、一般公務員であろうと特別職であろうと、変わりはない。したがつて、そういう意味で私は長官の言うこともわからぬわけではありませんが、これも、それでは今日の段階で筋が通らない、こう思います。御了解のようですからこれ以上申しません。

で、この種の関係でいま問題になってきている幾つかの職業病といわれる性格のものがあるが、これらの問題もあわせて議論をしておかなければならぬ責任を感じるわけですね。しかも、その種のものがいま問題になって、一番多いのが裁判所職員なんです。さつき申し上げたような経路がありまして、したがつて、幾つか問題が提起をされて堆積をしている。どつちにもきまらぬままになっていくものが幾つかある。こういう状態なんです、特に集中的に、たとえば頸肩腕症候群といわれるようなものであるとか、あるいはまた単なる書庫な人といふものよりもっと進んでいる斜角筋症候群であるとかいふふうなものが幾つか出てきています。それから腱鞘炎の問題もあります。そうだとすると、それが集中的にあらわれているのはなぜか。職業病という定義に当てはまるか当てはまらないかは学説的にはいろいろあります。ありましようが、職業病と名がつくものは、医者が治療してもなおらぬ。つまりその職業病を発生させる根源になつていく職場の仕組みを変えなければならぬ。これは学者の学説です。そうだとすると、この職場はどうなつていくかという、国家公務員災害補償法適用という問題をめぐつて、どういう御見解をおとりになつていくかということも含めて、当面の大きな検討事項として提起をしたいと思つて、この委員会に御出席をいただくことにした。ところが国会法第七十二条の規定の中に、会計検査院長並びに検査官の場合には、議長を通じて出席をする、こういう規定が前段にありまして、七十二条後段の規定は、そうではない。三権分立のたてまえが背景にあるのでしよう。向こうさんの都合で出席をしないといった場合にのみ、そのことを認めるか認めないかだけをこの委員会がきめて、いいとなれば出席していただくということになつていく。事立法に関する問題ではなくて、現在ある法律の適用についての質問を私はしたいわけでありまして、それにも出席ができないという形になつていくことは、将来に向かって立法府が法案を審議する立場からいって、

やはり欠けるところがある。これでは完全な立法措置は行ないたいわけでありまして、したがつて、私は先輩各位にも承つてみましたけれども、この問題はここまですると、立法機関がつくった法律であり、国会法もそうでありまして、しかしこの種のことは即立法そのものではなくて、つまり法律の適用に関する問題という立場に立つて、やはり御出席をいただくような筋合いのものにしない、いろいろな面では障害が出てくるのではないかと、こういう気がいたしますから、これは一ぺんしかるべき方法をおとりいただき、時期をお考えいただきまして、ぜひひとつこれは取り上げていただきたいというふうに考えているわけでありまして。

特に先ほど私二つあげました国会職員の公務上の災害に関する補償の面も、似たようなことですけれども、このほうは救われるのです。なぜかといふと、われわれみんな国会におりまして、議院運営委員会というものがあつて、そうすると、あそこでも問題を取り上げればたとえば、国会の速記の皆さんといふのは、裁判所とは違つて速タイプは使つていない。交代の時間が早いといふふうなことで、いま申し上げたような病気が比較の少ない。直接皆さんに私は承つてみましたが、こういう状態のようです。またかりにそういう問題があつたとしても、議院なら議院で直接処理のしようがあります。ところが裁判所といふのは、それこそ別な世界なんです。これは非常に悪い条件が山積して、そして病気が山ほど出てきていく。そういう意味で、捨てておけない気がするわけで、それが先々検討をされるという趣旨のことをおっしゃつておられますので、ぜひひとつそういう御配慮を強めていただきたい、こう思うわけですね。一言お答えをいただきます。

○田中大臣 ちよつと承りますが、冒頭の大出さんのあれは委員長に対する御質問であつたものと存じます。これは国会と裁判所の非常にくわしい問題でございまして、行政府の介入する問

題とはちよつと意味が違つても存じませんが、しかし御指摘のようないろいろな問題が現存して、しかもそれがいろいろ労働関係の雇用の面における補償関係において支障になつておるといふ事実につきまして、ほんとうに御注意がありたく承つておきます。

○三池委員長 大出委員にお答えいたします。

先ほどのお話の筋、まことにごもつともだと思ひますので、当委員会としても理事諸君と相談の上、善処をはかりたいと思ひます。

○大出委員 たいへんどうもありがとうございます。

ところで、一番基本になるべきものという意味で承つておきたいことがあるのであります。国家公務員災害補償法、先ほど申し上げましたように労働保険法が一面ございまして。あるいは船員保険法などもございまして。根源は基準法が先にできまして、したがつて、基準規則の改正が行なわれるとやがて影響するところが出てくる、こういうわけでございますが、これは別個な法源と申しますか、法の根底にあるものという意味で、立法の趣旨といふことを含めまして、一体どういう理論に基づいてこの種の補償関係の法律ができていくかといふ点、これを一体どういふふうに見るのか。生活権といふものに結びつけて考えるのか、あるいは人権といふもののなか、あるいは単なる補償のワケの中に入るのか、これはいろいろの見解があると思うのですが、現時点で国家公務員災害補償法を担当されておる人事院の立場から見ると、この法律の一番立法の趣旨になるべきものはどういふ理屈、どういふ理論を立てておられるのか承つておきたい。しかも、それが労働保険法その他と差異があるのかどうかということも含めて承つておきたい。

○島政府委員 まず、労働保険法なり基準法との関係につきましては、補償法の中で、均衡を考慮してその補償を行なふという意味の規定がござい

つきましては、先ほど先生の御質問の中にもございましたように、公務員であるとか民間人であるとか、あるいはまた公務員部内における一般職、特別職とか、そういう差異による区別というものは本来望ましいものではなくて、やはりその公務なり業務上起こった災害なり疾病に対する補償というものはバランスをとって行なうべきものである、かように理解しております。

ところで、この法律の根底にある考え方ということですが、やはりこれは職員にとつて重大な勤務条件になりますので、こういう公務に基因して起こった災害なり疾病については十分補償をする。それによって安んじて公務につくことができるようにという国の配慮から行なつておるものでございまして、その関係はまさに民間事業所におきまして使用者が考える考え方とほぼ同じではないか、かように考えております。

○大出委員 そのところをそう言うただければそれでいいわけですが、私もここにしばらくぶりで学説らしきものを労災に關しましてあけてみたのでありますけれども、明治二十三年の鉱業条例というのがありますが、はるかにさかのぼれば明治十年の大阪府の製造場取締規則、これが一番最初なのですね、労災らしきものは、ここから始まりまして、主要府県で発布された汽罐汽機有害健康上に対する取締規則、そのあとで例の足尾銅山その他方々に問題が起つて出てまいりました鉱業条例、こういうところから端を発しまして、どうやら労働災害全体に対する国内の一つの世論ができ上がつてまいりまして、これが災害扶助、こういつた規定に工場法の中で広がつていったという経緯があるわけでありまして、この趣旨からいいますと、それが進んで、これはもちろん工場生産もやうになりましたから、明確に資本主義的な社会になつたわけでありまして、この中で、災害というのは労働者の生命と生活を破壊する反価値的なもの、これは単なる資本の側の損失だけではなくて社会的損失だという解釈ですね。そういう形で労働災害の発生に

対する近代生産機構というものを対比いたしました、補償制度を広くつくらなければならぬというふうに進んできたという経過があるわけでありまして、公務員の災害補償なるものもこの一環なんです。そこで、ここから先を申し上げますと、比較的私の理論で階級的になりますので申しませんが、つまり世間一般に通用するものの解釈からいってもそうなる。だから一般の工場、資本の側が負わなければならぬ責任、自分が使つてゐる労働者に対して負わなければならぬ責任と同じ責任を国が負うのであるというのが、国家公務員災害補償法成立の一般的に通用する理屈、私どもはそれから一步入りたいわけですが、そういう理屈ですね。

そこで、私が申し上げたいのは、この法律が国会に初めて提案されたときに参考人を出てゐるわけでありまして、この参考人が国会に出てゐるわけでありまして、いろいろ御意見を述べられております。主として学者であります。これは皆さん御存じの明大の、当時はまだ今日ほどのお立場になつたようでありまして、松岡三郎さんであるとか、官庁側からは林野庁の深谷清さんであるとか、警察からは国警本部の種村一男さんであるとか、共済組合側からは運輸省の山内公敏さんであるとか、いろいろの方がずつと並んで意見を述べております。この意見をずつと読んでみますと、相当多角的に出てゐる意見の中で比較的多い意見としては、この法案は労働基準法と均衡を保つということになつてゐる。これはあたりまえであります。しかし、公務員には団体交渉権も罷業権もないのではないのか。そうすると、民間の最低基準によるということだけではあまりにも貧弱なのではないか。単なる均衡では貧弱過ぎるのではないか。民間の労働組合の場合であるとすれば団体交渉権も罷業権もある。ところがそれが無い。こういう特殊事情をどう考えるべきなのかという意見が出ております。年金制度の問題についても相当議論が出ております。人事院が一方的に決定するのではなくて、労資代表、学識経験者をもつて構

成する委員会を各方面の層が納得のいくようにつくるべきではないかというような意見、つまり審査権というものをもち、当時のことばでいえば民主的という意味ですね、この法律に対していつてゐるわけですね。この法律が予想をしてゐる審査機関というものをから見て、もつと労働者の代表その他を入れるべきではないかという意見等々が出てゐるわけでありまして、これはいま考えてみましても、いまだに国家公務員の諸君には団体交渉権、罷業権等がないのであります。理論的には私どもはあると考へておりますが、現実には行なわれていない。そうすると、それらの意味を含めたと均衡を保つものではないか、均衡を保つというふうな理解すべきだと実は思つてゐるのです。これが立法の趣旨であります。

そうすると、今日置かれてゐる状態が、今回人事院が要望いたしましたように、労災のほうが先に手直しをされてきたというところを一つの前提にして、基準法の施行規則が手直しされたというところを前提として、だから国家公務員災害補償法のほうを直してくれというのではなくて、むしろ罷業権も団体交渉権もないという現状から考へるならば、先ほど裁判所の例をあげましたが、むしろ人事院のほうがもう少し積極的に直すべきものは進んで直す、そのことが一般の労災のほうにも横に流れていくというふうな常態を配つていただかないと、国家公務員の災害というものは救われ

ない。こう私は実は思ふのです。それが実は私がさつき申し上げた人事院の皆さんの側に意見はございませぬかというのを承つておいて、どうやら私が予測したような御答弁になつたので、そうではないんじゃないですかというのを申し上げたわけなのでありますけれども、実は私がなぜこういうことを言うかという、これから論議をしなければならぬ問題とそういう意味でかわり合ひがあるからなのであります。

田中総務長官の提案理由説明は人事院から要望がありましたが出ますのですよという実は形にと

れる提案理由の説明なんです。だから皆さんの側は、もう大出さん、あなたが質問されるなら人事院がやったのだから人事院に質問してくれ、こういうお話なんです。陰のお話は、それでいいんです。それは総務長官にこまかいことを承ろうとしても無理な話です。それからいいんですが、しかし、やはり私は、提案をされる総理府総務長官の立場からすれば、人事院から要望があつたから出すのですよ、人事院にお聞きくださいではなくて、人事院にひとつてひやうつていただきたいたは、人事局を今度はお持ちなんだから、言つていただきたことは、民間のほうに先によくやつてしまふ、だから権衡をという形、あるいは民間のほうから提起された、だから国家公務員災害補償法のほうをというのではなくて、常に社会的変化の中心をこの国家公務員が受けて持つていかなければならぬ立場でもありますので、むしろ積極的な意味で人事局、人事院を奨励されてもひとつでございませぬ。勢即応の体制を、国家公務員災害補償法という法律の立法あるいは改正あるいは適用の面でおとり願わなければならぬ筋合いのものだと思ふのです。が無理がございませぬか、長官。

○田中総務大臣 私は、公務員の置かれておる立場というものはたゞいまお話しのように、あるいは団体交渉権あるいはストライキ権というふうな基本権が制約されておることから特に保護機能、公平機能という問題については人事院を中心としてこれを尊重し、同時にまた、われわれのほうもむしろたゞいま大出委員のおっしゃつたように、積極的にその問題は考へていかなければならぬ問題だ、こういうふうな考へるものでございまして、これは基本的なものの考へ方だけでございまして、具体的ないろいろな問題になりますと、なかなかむずかしいいろいろなことがあるだらうと心得ますが、一応さうにお答え申し上げます。

○鳥政府委員 先生の御趣旨は、民間労働者に比べて公務員のほうがそういう補償が全体的におく。要するにあつて追ひというのはいいかぬ。

もつと前向きで、労働基準法なり労災保険がこういふふうに変わったから国のほうもこうあとを追いますというのではなく、もつと進んでどんな積極的な施策を進めるべきじゃないかというところに御趣旨があったと思います。したがって、総理府対人事務局という関係ではなくて、むしろ民間労働者対公務員との関係ということが主眼だと思ひますが、実は私のほうとしては、こういう災害が起つてから補償をするというのは、こういうものを所管する役所としてはむしろ第二義的に考えるべきなのであつて、まずこういうものが起らないようにという、その予防的な措置をするのが国としての積極的な姿勢ではないかと思ひうけてございます。そういう観点からいたしますと、私のほうとしてはいわゆる各全庁のあらゆる職種の詳細に研究をしております、そのための適切な災害防止なり健康管理についてはいろいろな手を打っております。これは自信を持って申し上げられるのですが、民間事業のあらゆる最も進んだ健康管理なり安全管理に比しても国の場合は決して劣らない、それだけはここで申し上げておきたいと思ひます。

○大出委員 たいへん確信を持った御答弁でございまして、これが予算委員会とでもいうなら大反論をするところなんですけれども、別に国会審議をとめるのが趣旨でもございませぬからそういうことは申し上げませんが、私が調べた限りでは、もつともつと積極的な手が打たれてしかるべきものが、いま御答弁があつたにもかかわらず、病気が出てあつて人事院が規則の中の健康管理その他についても改正をされるというふうなあと追ひ結果になつておる。その病気がどの程度であるかということについても、たとえば、腱鞘炎なら腱鞘炎を一つとらえても、第一段階、第二段階、第三段階、第四段階という形で、学者のいう病気の程度に基づく区分がございまして。そうすると、第一段階で手を打っておけばいいものが、第二段階になると三日休めばなおるものが一週間になり、第三段階にいったら一カ月やそこら休まなければど

うにもならぬことになる。しかもそれが初期の段階ではなくて、もう第三の段階へいつておる人まで出てきておる。第四の段階へいつたらあるいは相当な危険状態、こういうものがあらわれてからおなおしになるのではおそいんですね。だから、民間との比較といひましても、民間というものは数が多いから、人事院が調べるのだから六千の事業場をお調べになる。そうすると、民間というものは資本の大小もありまして、性格もありまして、きわめてりつぱなところもあり悪いところもある。比較にはなりません。そういう意味で、ぜひひとつそういうおくれがないように手を打っていただきたいということを私は申し上げておるわけでございます。

そこで、お話が出ましたからそちらのほうに入らしていただきますけれども、四十三年三月二十七日の官報がございまして。私も官報を見たわけでありまして、この官報の中の三ページのところに、「人事院は、国家公務員法に基づき、人事院規則一〇四（職員）の保健及び安全保持」の一部を次のように改正する」ということで改正をされております。この中に「別表第六の特別定期健康診断の表の筆耕、タイプ、速記等で書けい」を起すおそれのある業務に従事する職員の項中「タイプ」を削り、「1上肢特に手指の機能検査 2眼の検査（視力及び幅視）」を「1自覚症状の検査（書けい） 2上肢の機能検査」とかいふものとあります。それから「別表第六の特別定期健康診断の表の異常気圧下における業務に従事する職員の項中「1心臓の検査（エックス線直接撮影）」というふうなことが入つてきております。これ一つ例にとりましても、これはどういふつもりでお直しになつたのかわかりませんが、ここであつたところの「表の筆耕、タイプ、速記等で書けい」を起すおそれのある業務に従事する職員の項中「タイプ」を削り、「こうなつております。これはおそろく健康管理という面でも少し積極的なやれという趣旨なのだろうと私は思ひます。それにしましては、いまごろになつて人事院規則をこん

な手直しをするなどということは、おそきに失するどころの騒ぎではなくて、全くどうもその感覚を疑うくらいおそいのであります。なぜならば、職場の中で手を付けてくれないから、健康カードなどというものをかかつて労働組合などがつくつて、こうこうこういう人は黄色でございまして、こういう人は何色でございましてよということ、職場の方を集めて、あなたの健康はあなたが注意をしなければ国は守つてくれないのだということ、記入欄がございまして、自分たちが職場に一つの委員会をつくつて、労働組合の組織で自主的な健康管理をすつとすてにやっています。そうしてやう。そういうことをやっているあとのほうになつて人事院規則を直しますでは、いささかどうも、あなたが確信を持つと言われるほどの確信は、私どもにはそれとお受け取れないことになつて。

さらにもう一つ、この同じ官報の「別表第六の特別定期健康診断の表の坑内における業務に従事する職員の項を次のように改める」ということで、「せん孔 タイプ等の打鍵作業を長時間にわたつて行なう業務に従事する職員」の下に「1自覚症状の検査」であるとか、「上肢、肩、頸部及び背部の検査」であるとか、「眼の検査」であるとか、こういうふうなことが、従事する職員の項を次のように改めている。これとて世の中ですぐいふ問題が大きくなつて、騒ぎになつてきた中でお改めになつたのだというふうに考えるわけですが。そうすると、先ほどの御答弁からするならば、そういう騒ぎが起さぬ前に直つていなければならぬ筋合いであります。起つてからではおそいのであります。したがつて、私はこれをあなたに、だからどうしてくれという言い方じゃないのでありますけれども、一つ指摘だけ申し上げておきますから、そこで、この二つはこういう御趣旨でお直しになつたかという点を平たくお述べをいただきたいわけでありま

○島政府委員 確かに時期的には、ことしの三月

二十七日に初めてこういうものをつくつたと言つて、いままでやつてなかつたじゃないか、あまりにもおそきに失するといふ御質問のあるのは当然なんです。実際問題として、従来からこの種の特別定期検査はある程度行なわれておるわけですが、ところがたまたま、従来特別定期検査に関する費用は残念ながら予算が認められておりませんで、一般定検が月一人当たり三百円という金額が認められておつたわけですが、ところが四十三年度からそれが四百三十円になりまして、おおむね特別定期検査に要する費用として七十円を見込んでおります。そうしますと、こういう指示をしても十分趣旨を義務づけることができます。従来は、こういう種類の作業につきましてはその役所の庁費の流用によつて実際問題としてはやつておつたわけでございます。そういうふうな事情から、この際、そういうものを明確にしたいというのがこの趣旨でございます。

○大出委員 庁費の流用というおことばがあるのですが、これはなかなか表に出しかねる問題でございまして、ある職場でいろいろな車などを配置いたしておりました。大蔵省の予算折衝額というの何十台ときまつていたのです。ところが実際にはいはい多いということが私自身にはわかつておつても、こういう席でそれを申し上げると次の折衝に困るのです。私も官公労働者の出身でございますので、どういふふうな予算が使われているかということとは比較的よくわかつておるのですけれども、あまりそれは言いたくない。そこで、予算がないからというところは、先ほどの御答弁からすれば理由にならぬと思ひます。つまり民間その他に比べて、人事院はそういう病気が起つては困るのであつて、起る前に健康管理という手を次々に打つておかなければ、起つてからでは困る。そういう手を私どものほうは確信を持って打つておられますというお答えなんではないので、いま申し上げたような例をあげたというわけですが、したがつて、予算云々というこ

とであるとすれば、国家公務員の健康に関する問題ですから、委員会の皆さんに御協力いただきたい、私どもはかね太鼓でそれこそ大蔵省を責めあげなければならぬと思ひますけれども、その種のが人事院の事務的なワクの中でじつとしてゐるのは、問題は片づかない。やはり立法機関が法をつくった。さてその運用はどうなっているかというのを論議する場所、かみ合う議論をしていただかないと、ものごとは前に進まない。ですから、私は決して他意あつて言うのじやないものでありまして、そういう意味でもとにお受け取りいただいて、いまでもこれを改正していただいたことは非常にありがたいんです。その職場の労働者諸君にとつては、これが出てきたことで非常に勇気づけられておる方々もたくさんある。それほど人事院というのは大きな権能をお持ちなのです。皆さんのほうがこれをお出しになったことで、皆さんは関係がないとおっしゃっている裁判所の職員の方だつて実際に非常に喜んでゐるんです。自分たちでカードをこしらえて一生懸命やつた方々が、こういうことをしてもらえば定期健診でなく特別健診その他もどんどんやれる、少なくともそういう足がかりはできる。こういうわけでありまして、ぜひひとつ、いままでも確信を持つておやりのことは先ほどの御答弁でわかりましたけれども、なお足らぬところがたくさんあると私は思つておりますので、人の健康のことでありますから、ぜひひとつ人事院、人事院御相談の上で、この種のことには、まさに先ほど御答弁にありましたように、病気になるからではおそいのだという前提で、ほんとうにそういう前提で手を打つていただきたい。これはお願いを申し上げる次第であります。

そこで、裁判所の方々はこの席には旧來の慣行上お出かけはいただけない。そのかわり私に人事局長さんなり給与課長さんなりが直接——給与課長さんが十日にお歸りになるそうであります、時間をとつて説明をしたいとお話でありますので、それはそれなりによく承つて、いづれかの

機関、いづれかの機会にそちらのほうには申し上げるわけでありまして、実は密接な関係が皆さんのほうとあるのです。裁判所のほうは実例をあげまして幾つかの質問をさせていただきたいのであります。参議院の法務委員会におきまして、昭和三十三年以後の裁判所職員の全国の速記官とタイピストに半年に一回ずつ特別健康診断を実施するということを最高裁判所長官代理矢崎憲正さんという方が答えてゐる。そういう経緯がある。この中で人事院を取り上げてゐるわけでありまして、どういう取り上げ方になつてゐるかと申しますと、実は最初にかいつまんだものの言い方をいたしますが、人事院のほうで、職業病というところに五十六種類だと思ひますけれども、規則の面で病名を並べてゐるわけでありまして、そこに入つていないということ、実は裁判所のほうとしてはやはりやうがないのだということも答弁しておる。そうすると、裁判所のほうがやりたいと思つても、人事院のほうの規則が直つてこなければ、あるいは規則解釈と運用の面で人事院がものを言つてくれなければ、先ほど申し上げたように裁判所が実施機関であり、審査機関なのですけれども、さてその審査機関が異議の申し立てに基づいて審査をし認めようと思つても認めようがないのですという答弁をここでしてゐるのです。そうすると、これは私が裁判所の諸君にもだけ言つたつて、人事院がこういうことになる。この問題を片づける主体は人事院なのです。たとえて言へば、恩給法がこの委員会に提案されておりますけれども、地方公務員の皆さんにすれば国家公務員のおやめになつた方、恩給法該当事者の方々の手直しが行なわれなければ地方公務員は上げないというのと一緒で、一般公務員をたくさん押えておられる人事院の側にそこまで足を踏み込んでもらなければ、予算は六割しか使つてないから四割余つておる、余つておるのだけれどもそこまで踏み出せないというのが答弁の中身なのです。こういう関係を御存じでございますか。

○島政府委員 裁判所のほうでどういふ言い方を

されてゐるか存じませんが、少なくともある疾病が職業病であるかないかという判断は、非常に医学的な専門的な方々の意見を聞かないと簡単に結論が出ない問題が非常に多いと思ひます。したがつて、私どもとしてはこの職業病のたゞいま御指摘のような表をつくつて、五十六種類でございませうか、一応職業病に指定しておるわけでございますが、ある種の疾病が全くその職業に伴う疾病なのかどうかという判断については、なおまだ相当詳細に各先生方の意見を聞いてきめたい、こういう態度で実は参つてゐるわけでございます。

○大出委員 こういふふうに出てゐるわけですが、これは参議院議員の久保等さんが質問をいたしておられますが、この中で最高裁判所長官代理者の矢崎憲正さんという方が、お答えになつておられますが、「もちろん十分御承知のことと存じますけれども、人事院規則で職業病というものを五十六種類掲げてゐるわけでございます。この五十六種類掲げられております職業病につきましては、これは反証がない限りは公務上の障害というふうに認定されることになつてゐるわけでございます。ところがそれ以外のものは、公務に起因することが明らかである認められる病気に限つて公務上の障害と認めるといふことに相なつてゐるわけでございますが、そこで五十六種の病気の「書」——「手首のけいれん」ですね。「書」については職業病といふことで掲げられておりますけれども、先ほど来問題になつております「腱鞘炎とか、頸肩腕症候群とか斜角筋症候群」といふようなものにつきます。人事院のほうで職業病としては掲げてゐないわけでございます。したがつて、公務に起因することが明らかでなれば、腱鞘炎であるかどうかということが問題の中心になつてきたわけでございますけれども、「いまお話をございまして、たゞに、「これは何分、御承知のように、非常に医学的な専門知識を必要とするものでございませう。実は、私初めて人事局長になりましたときは、仕事に関連して手がふるえたりなんかすれ

ば、当然公務上の災害だといふふうに、ちよつと素朴に考えたわけでございますけれども、なかなかそうではなくて、医学的にいろいろ問題がございまして、医者の鑑定によりまして、公務と、手がふるえるなら手がふるえる、それから肩が痛むなら肩が痛むといふことの間に明らかな因果関係があるという医師の鑑定と申しますか、認定が出てまいりませうと、私どものほうとしては、直ちにそれを公務上の災害と認めることは非常に困難だといふのが、一般的な公務上災害の扱いだといふことになつております。」「こういふ答弁をしておるのですが、時間がありませんから一々読みませうけれども、人事院の皆さんのほうと相当よく打ち合わせをしてやつておられるといふことなうと密接に連絡をとつておやりになつておる。そうだとすると、人事院のほうがかうだと言つてゐるのに片方では明らかなに言へない。となりますと、問題は人事院に戻つてまいります。事実そういう連絡をとつてやつておると言つてゐるのですが、すると、皆さんのほうと最高裁のほうと何か定期的な話でもおやりになつてゐるのか、それとも何かそのつどの話になつてゐるのか、その辺も参考のためにお聞かせをいただきたいと思ひます。

○島政府委員 裁判所との間に定期的な会合その他委員会等は設けておりません。おりませんが、担当の間にそういういろいろ疑義を生じたとかいふ場合に、質問等は聞かあるようでございます。

○大出委員 そこでいまの答弁の、先ほど来問題になりましたという問題を、実はあげて申し上げたいことがあるのであります。この裁判所の皆さんの中で、昨年の四月、定期健康診断を行つたのであります。この際に、問診の程度で最初やつたところが、「八割と申しますか、八十一名が肩や手等に少し異常がある」といふことを申し出たわけでございます。」「八割、最高裁判所の長官代理の矢崎さんが御自分で答弁してゐる、これは議事録の抜粋でございますが、「これは本人が申

し出たわけでございます。そこで、その者たちに第二次の健康診断を行ないました、八十一名申し出ましたけれども、第二次の健康診断に出てきたものは「七十五名ないし六名だった。これは私調べてみたところが、出てない方は、仕事の関係で出られない方が大部分でございます。八十一名中第二次のときにお出になったのは、七十五、六名、そこで、その者たちについていわれるタビングだとか皮膚の温度だとかそれから血液検査だとかあるいは問診などを行なって、それを済ませたあとで、さらにまたからだ全体について第三次の検査を四十名について行なった、こういう実情を述べておられます。これはどういうことかという、大体頸肩腕症候群、斜角筋症候群、書癢の方、軽い方もあります、重い方もあります、そういう形の方であります。

そこで私が一つ承っておきたいのは、頸肩腕症候群などというのは新しい名称なんですね。こういうふうなものについて、人事院のいま扱っている範囲でも統計関係のところや何かないわけではない、こう私は考えておりますが、大体現状どんなふうなぐあいに、たくさん——二十二名ばかり、合計三十名ばかりになるのでしょうかけれども、裁判所関係の方々のほうからは異議の申し立て、審査請求が出ています。なかなかどうもはつきりしないままに推移しておるようでありまして、先般私が私的に承りましたら、非常にむずかしい問題であります。早く早く結論を出したいと思ひますという御答弁でしたが、だから結論が出ていない。この種のことについて人事院の側としてはどういうふうにお考えになっておられますか。

○島政府委員 ただいま御指摘の腱鞘炎であるとかあるいは頸肩腕症候群等の疾病に關しまして、各省庁からいろいろ御相談を受けております。四十年以降に降いますに私のほうで御相談をいただいております件数は、約十件程度でございます。その中で公務上というふうにお答えしたのもござい

ます。非常にこの種の疾病につきまして、各専門家の方々の意見はまちまちでございます。いまだこれを職業病とする段階に至っておらないと申し上げておきます。

○大出委員 そこで承りたいのですが、職業病というのはいくつものものをさしになるわけですか、いま職業病とおっしゃいましたが。

○島政府委員 まあ災害に基づく疾病ではなく、その職業に従事しているがために、当然といいますが、それに付随して起る病氣、したがって長年ある職種に従事していたために起る病氣であつて、その人の個人の持っている肉体的条件であるとかあるいはたまたま突発的な事故によるそういうものではなくて、まさにその職業に、職務内容として持っているその仕事からくる病氣、まあそういうふうな私どもは考えております。

○大出委員 ここに一つこれも學者ですが、医者の定義がありますが、主として仕事、労働の環境条件、労働条件、労働の対象や材料や用具、設備または労働の動作や姿勢や時間の無理などが原因となつて、特に事故、災害といえる状態がなくても、健康が破壊されたならば、病氣のいかにかわからず、その病氣、つまり健康障害そのものが職業病なんだ、こういう定義をしておりますが、いろいろな定義のしかたはあるのでしようが、おそれるこゝういふことだらうというふうに、医者ではない私の立場から理解をするわけでありまして、そこで、だとすると、一番この根本は、先ほどおっしゃっておりますように、健康管理という問題が非常にむずかしいことになるわけでありまして、この職業病なるものの起つてくる根源となるものを取り除くということがなければ、医者の薬ではおられないということになる。これは間違いない事実だと思ひます。そうすると、その職場の労働条件なり勤務条件なり、姿勢なり、そういうものが問題になるわけでありまして。

そこで、裁判所の例を——お見えになりませんが、裁判所に一番多いようでありまして、いま十件というふうにお話しになりましたから、そう

なれば、裁判所は集中的に多いということになります。私のほうでいろいろ調べております限りでは、この議事録にもございませうけれども、ソクタイブを扱っている速記官の方々がおいでになるわけでありまして。ところが、この速記官の方々の欠員はどのくらいあるんですかという質問に対して、最高裁の先ほど申し上げた代理の方は十六、七名というふうにお答えになっておられるわけでありまして。私が電話で非公的に承つても、そういうふうにおっしゃっている。十六、七名くらいでございませうか。ところが、速記官の方々の定員はおおむね九百名くらいあるのであります。九百の定員のうちで実人員というのには六百名足らず、六百名欠けるのであります。正確に申し上げますと、あとから養成された方を入れてみても、期別人員——これは速記官を裁判所が養成しております、一期、二期、三期、四期というふうに、十六期まで速記官の方々がいます。それで、一期から三期までは内部の養成した方々だけを入れていた。それから四期から十二期までの卒業生の間は外部の人も入れたわけなんです。ふやしたわけなんです。それから十三期から十六期まではまた内部の方々に限定して、戻つたわけなんです。この計をなしてみまして、ここに総計七百五十五という数字がありますけれども、やめておられる方がありますから、おおよそ六百を欠けるくらいなんです。これはそういう特殊な方々を養成しておりますから、名簿の一覧表が全部ある。一人残らずどこを何をやっているか、全部わかる。そうすると、それは幾ら裁判所の方々が大蔵省の關係その他いろいろあつて、定員は九百名だけれども、実際は十六、七名欠員なんだと言われても、ここに全部載つておられるわけですから、これは隠しようがない。裁判所に二、三当たつてみましたが、間違いない。そうしますと、おおよそ三百名ばかり欠員があることになる。じゃ、それをどういう運用をしているかといひますと、この東京の地裁なんかを見ても、刑事部二十一部とか二部とかいうふうにとんどんできて、裁判がふえる。そうすると、三人なら三

人で交代制勤務をやつていた方々が、一人というのにはむちゃくちゃな話ですから、三名の中から一名引き抜く。そうすると、二名になつてやつて、ふえませんが、いきなり養成できない。ここで書いておられる手書きではない。ソクタイブです。しかも、ソクタイブを扱っているのは裁判所しかない。そうすると、交流もできない、こういうことになりまして、そういう意味で、どうしても二人でやらなければならない。そうすると、公判の性質その他からいいますと、一人で何と六時間もソクタイブを打ち続けなければならないような場合が出てくる。ずいぶん定員の面でむちゃくちゃなんです。それでどうにもならぬというので、書記官の方が録音機持つて入つてくる。ところが、録音機でとつてみても、今度はこれを翻訳するときに、音量調整はできるんですけども、普通書くの困らぬ程度に音を出すと、隣近所までさく仕事にならぬ。耳に直接入れて、無音で耳で聞くということになると、今度はとてもじゃないけれども、頭にきて書けない。だから、書記官のほうも非常に困つてしまつておられるのです。録音機を入れてきて。ところが、実際は、世の中じゅうがソクタイブに変わるだらう、国会なんかでもソクタイブになるだらう、そういうふうな裁判所は判断をされて、この一期養成のころに、ソクタイブをみずから養成をして使つておられるうちに、そこらじゅうソクタイブになるだらう、交流も自由になるだらう、足りなければ入れられるだらうというのでやつた。ところが世の中がついてこない。機械も特殊な機械でありますから、そこで外部の者まで入れてとんどん養成を始めてふやしたのですが、機械も特殊な機械でありますから世の中がついてこないのでもうならないというので、また内部だけに限つてきた。いま欠員があるのは承知でおられて、どこかで優秀な録音機が何かに切りかえてソクタイブをやめようじゃないか。それじゃ、みずからせつかく養成した速記官はどうなるのか。書記官と交流できないのかという、技術者ですから交流ができない。速記官

は書記官より給料が高い。国会に入っても、国会はソクタイプではない。みずから養成した者の責任を負わなければならないから、置いておかざるを得ない、こういう実情にある。そこで、過渡的な状態であっても、これじやとでもじやないけれども病氣はひどくなるに違いないじやないかという点をお話すると、何とお答えになっているのかという、御指摘のとおり非常にいろいろの無理があるのです、そこでこれは何とかというのでふやすようにしております。確かに幅があるものとふえているようです。しかし、こんなに幅があるものを、とてもじやないがいきなり埋まりやしません。そうすると、最高裁の事務総局のほうでは、せいぜい三十分くらいで交代でやらしてくれ、こう書記官なり裁判官に言っておるけれども、性格上それがどうしてもできない。実際にはそうならない。そこにさつき申し上げた頸肩腕症候群とか斜角筋症候群という形のものになっていく要素が、事実問題としてどうしても抜けない。そうすると、いま一番問題にされている定員の問題、これをどうするかという問題なんです。現時点でものを聞いてみると、これはもうそんなことを言っていられないから、東京地裁の場合には、金でもって外部から入れて一千時間やってもらったりしてきている。こういう状態なんです。だから、もつとふやすよりしよがない。やめて録音といういまのようなことになるので、しよがないと思つていられるのがいまの状態です。つまり、定員と仕事のアンバランス——裁判はどんどん促進しろといつて、各部で裁判競争をさせている。たまたまのじやない。そのたに忙しくなるのは速記官です。そこにこういう状態が起つてまいりますので、その職場環境の健康管理の手当てが直ちにできないとすれば、残る問題は、病氣になった方をとにかく救わなければいけないのです。無理があることは認めておられるのだから、そうすると、このあたりは、十件しか聞いていないということではなしに、連絡はあるわけですから、もう少し皆さんのほうで裁判

所の実情も調べてやって、注意すべきものはしていただくかないと、私はさつき準用という点について私の考えを申し述べましたが、あまりにも私はひど過ぎると思つたのです。このところの、自分のほうは管轄違いだ、向こうへ行けば済まないので、人事院がこの法律をつくったときのものの考え方をさつき私は御説明しているつもりで、ぜひそういう出発に立ち戻つていただいて、もう少し皆さんの側で実情を調べていただくなり、聞いていただくなり、何とかそういう方向を打ち出していただけないものかと思つたのですが、このところ、いかがなものですか。

○島政府委員 この種の作業に伴う疾病が最近非常に問題になっていゝことは、私もよく存じております。この種の疾病についてどういふに扱うか、これは私も重大な関心を持つていま検討しておるところでございます。

○大出委員 総務長官の時間が十二時十分までで、参議院に呼ばれているという事ですから、悪どめはいたしません。そこで長官の時間のあるうちに——あと十分ほどありますので、あと二、三分はものを申し上げますので、お答えいただきたいと思つた。

実はいま病氣になつておられる方々、女子の方が大半ですが、十人ばかりの方にお目にかかつてみた。そうすると、六年やつていゝという方、八年やつていゝという方、何人もおりました。でも、年齢はまだ若い方なんです、ほんとうに実情を私に、中には涙ぐんで説明している方もありましたが、風に当たるとまず痛いのです。それで一番困つたことがあるというので例をあげた方がありましたが、うちへ帰つてふろに入るので、ふろの湯かげんを右手を入れて見た。ちようどいゝと思つて飛び込んだところが、熱くて飛び上がったといふのです。つまり、かかつていゝこちら側が感覚がなくなつていゝので、熱いと感ぜないのです。これがひどくなつていゝと、下痢を起こして非常にやせるというのです。それで寝込んでしまふ。ところが今度は寝られないといふので

すね。からだ半分がおかしくて、季節の変わり目に、寒くなると痛んだり、風に当たると痛んだりするといふのです。そのほか、症状の代表的な話を幾つか聞いてみた。私ここに直接聞いて書いたのですけれども、神経が集中しない、ぼんやりするといふのです。そして、寝ても眠れない。からだの半分が何かいつも別なところについていゝような感じになつておるといふのです。これは神経質な人が多くなるといふのですけれども医者に聞いてみると必ずしもそうじやないらしいのです。下痢が起こつてやつてくる、そして風に当たると非常に痛いといふようなことが共通的に出てくるといふのです。これはいろいろ聞いてみると、手を片一方伸ばしてやつていゝのでそれがやはり原因になつておるといふことを皆さんが異口同音に言うわけです。決してこれは実情に即さない話ではない、私もここでものを申し上げる限りは御本人たちに会つてみなければと思つて、お目にかかつていろいろ聞いてみたわけですから間違いないわけです。現にそういう状態が起こつていゝわけです。

これはさつき申し上げた定員事情であります。これは急速に充足ができません。そうだとすれば、ともかく健康管理は厳にやつていただいて、早目に休ませておすといふことが先決なんです。時間が回復を待つて、その間は金がかかっても——

も、こういうことはひとつ予算的な措置をやるなり、なるべく早く健康管理をして、わかつた者については休んでもらうといふことと、それから現に一期、二期、三期、四期とさつき私が申し上げましたが、そうなるにしまつていゝ方々について、これは人事院が学者の見解を見解をと、そう慎重に過ぎる態度ではなしに、先ほど私が申し上げたように、公務員には団交権が何もない、そういう状態の中でむしろ民間よりは積極的にやらなければいゝかぬのだ、こういう出発点なんです。それから、そういう意味で何とかそういう方を救うといふことに御留意をいただく。規則に入られなけ

れば、五十六項目に入られなければ、直接公務に關係があるという認定が審査権のあるところの下せればとりあえずは救えるわけですから。それがなお続発するといふことになれば——これはキーパンチャーとかいろいろいるところにあります。が、そういう点も含めて、救えるものは救つていただく。まして最高裁判所の場合、予算も私調べましたが、六割使つて四割余つておる。これは事実です。それを不用額にしてどこかへ持つていゝちやうものむだな話ですから、そういう点もお考えになつて、何とか、長官、していただきたいと思つたのです。そして事実を調べて、適切な手を打つていただきたい。せつかくの改正案が出ておる際ですから、その点についてだけ長官にお考えを承つておきたいわけでありませう。

○田中事務大臣 お話しのソクタイプの問題で裁判所のほうで非常にお困りになつていゝ。なるほど承れば承るほど非常に深刻な姿でございます。何ぶんにも専門的なことでございませうし同時にいまの行政のわれわれの権限の問題とも關係があるから、十分話を承つて、そしてしるべき何らかの処置をして差し上げなければ相すまぬといふ気持ちでございます。

○大出委員 確かに、最高裁の方々お見えになつておるわけではございせんので、その限りではいま前向きな御答弁をいただきましたので感謝を申し上げます。ぜひひとつ、さつき私が申し上げたような筋で、人事院の側からやはり何かを言つていただかなければ——この参議院の答弁にありませうに、やはり人事院の側を見る。それはありますから、この法律の所管は人事院なんです。臨時措置法が向こうにあつて読みかえるわけですから、読みかえて、その意味の準用をやつていく側が先走つてものが言えないのは理の当然だと思つたのです。いまの長官の御答弁の趣旨に従つて、人事局長さんなりあるいは職員局長さんなりのほうで、ぜひ御配慮を賜りたい。いまは、長官の時間の關係がありますので、長官の御答弁をいただいております。

そこであと、事務当局の皆さんのほうに幾つか承っておきたいと思うのでありますが、記者の認定のしかた、判断のしかたというものに幾つかの段階があるようにございます。いま私が申し上げた新しい職業病といわれている頸肩腕症候群等の問題につきましても、四つぐらいの症状に基づく段階に医者の立場として分けておられるようでありますけれども、そこらのところを、人事院が手がけた中でも少し詳しくお話を承れぬものかと思うのですが、どうですか。

○島政府委員 事柄が専門的にわたりますので、厚生課長のほうから答弁いたさせます。

うふうなものから見てはつきりしないというふうなこともありまして、その辺の認定がむづかしいわけでございます。

はわからない。こういう関係があるのでですね。そこにもう一つ悪いことに、予算のワケなどというものを頭に置くと、なおわかつていてもわからない結果になるわけでありまして。したがって、医者の立場から、職場との結びつきがわからないのだからといって、医学の立場に閉じこもっている形をとれば、これは片やてっぺんのほうには予算のワケがあるということになると、悪く言えば、都合よく問題はそれにしてしまう。こういうことになる。しかも、きまった病院を指定されて、そこだけで調べていると、そこの方々は、審査権を持つ方々から、そうなる、その間で、人事院はこういう状態ですとかいろいろなこと耳に入ると、もうしばらく見ていようということになる。なぜならば、医者とのかつがりで、職場との結びつきはほとんどに痛切に感じてないですから。つまり、人がながめて痛いだらうというのと、本人が痛いと言ふのは、このところは違ふということですね。だからそのところをひとつ踏み込んでいたでいて、何も規則の面でも直ちに五十六項目に追加をしなければならぬということも申し上げておいて、何のじやないけれども、私も職場の経験のある人間がながめてみて、直接御本人に会って聞いてみて、それは御本人が痛くもないのに私の前に来て、痛くて痛くてしょうがないとか、こうでございまして、それなら、そんなことは調べる方法で言いやしませんよ。そんなことは調べる方法で間違いなくわかる。万人の見るところ、それは間違いなくです。だからそういう点等もひとつ御勘案をいただいで、できればその定員のほうを片づけてあげようという気で、裁判所の方をここに呼んでいただいで、責めるつもりはないですが、隘路を剔抉して、どうしても何とかなければならぬというところに持っていくのもおもうと思ふたのだが、お出かけをいただけないので、どうもくつの裏から足をかくようなことを言ってしまうわけですが、人事院の側が、一般的な問題としてけっこうですから、少し前向きに踏み切つていただければ、全部が全部とはいかぬかもしれぬけれども、一、二、三、四と分けていって、非常に悪い方々ぐらいます救えるのではないかといいふうに私は思う。痛切です、お話を聞いてみると、おそろしく局長さんが、ほんとうに悪い方をお呼びになって聞いてみるとその点はよくわかると思ふのですよ、お互い人間ですから。だから先ほど申し上げたように、団交権を制限されている公務員でございまして、この立法の趣旨に基づきまして、ぜひひとつそこまで手を伸ばしていただきたい。この点について、ひとつお答えいただきたい。

○島政府委員 ただいまの大出先生のおことばにありましたように、確かに職業病を検討する場合に、仕事の内容とお医者さんの医学的判断との結びつきが、お医者さんの立場からすると、なかなか医学の非常に専門的な立場だけに閉じこもって、実際にその仕事の内容というものは十分御存じないという点は確かにあるかと思ひます。その点は全く同感だと思ひます。で、私どもとしては、こういうものについて将来検討する場合には、十分その点もよく考えながら検討していきたいと思つております。

頸肩腕症候群を例にとりますと、これは職業性の理由以外に起こる場合がきわめて多いわけでございますが、骨に変化があるとか、あるいは筋肉とか神経、そういうところに変化があるとか、何らかの神経を圧迫するような原因がございまして起こってくるわけでございますし、またそういう原因がございまして、自然に原因として起こってくる場合もございまして、またそういう原因があつてキーパンチャーのような職業に従事するためにその発現が促進されるというふうな場合もあるわけでございます。こういう関係で現在まだ医学の経験則では職業病と言ひ切ることができないような状態になつておるわけでございますが、個々の症状を検討いたしまして、医学的にそういう症状が発現するという理由が可能な場合あるいはさらに進んで医学的にそういう個々の症状がはつきりと認められる場合、こういう場合には、現在補償法でも公務上にあるということにいたしております。ただ、こういった頸肩腕症候群というのは、痛みを主体にした病気の状態でございまして、ただ、痛みだけをいふと、本人は痛くおとしやるけれども、医学的に見てどうもほんとうに痛んでおるのかどうかというふうな疑問が生ずる場合もございまして、また、業務との関連で、はたしてそういうキーパンチャーあるいはタイプによつて起こったかどうかというふうなことが、その方の実働時間とか就業期間とい

うふうなものから見てはつきりしないというふうなこともありまして、その辺の認定がむづかしいわけでございます。

はわからない。こういう関係があるのでですね。そこにもう一つ悪いことに、予算のワケなどというものを頭に置くと、なおわかつていてもわからない結果になるわけでありまして。したがって、医者の立場から、職場との結びつきがわからないのだからといって、医学の立場に閉じこもっている形をとれば、これは片やてっぺんのほうには予算のワケがあるということになると、悪く言えば、都合よく問題はそれにしてしまう。こういうことになる。しかも、きまった病院を指定されて、そこだけで調べていると、そこの方々は、審査権を持つ方々から、そうなる、その間で、人事院はこういう状態ですとかいろいろなこと耳に入ると、もうしばらく見ていようということになる。なぜならば、医者とのかつがりで、職場との結びつきはほとんどに痛切に感じてないですから。つまり、人がながめて痛いだらうというのと、本人が痛いと言ふのは、このところは違ふということですね。だからそのところをひとつ踏み込んでいたでいて、何も規則の面でも直ちに五十六項目に追加をしなければならぬということも申し上げておいて、何のじやないけれども、私も職場の経験のある人間がながめてみて、直接御本人に会って聞いてみて、それは御本人が痛くもないのに私の前に来て、痛くて痛くてしょうがないとか、こうでございまして、それなら、そんなことは調べる方法で言いやしませんよ。そんなことは調べる方法で間違いなくわかる。万人の見るところ、それは間違いなくです。だからそういう点等もひとつ御勘案をいただいで、できればその定員のほうを片づけてあげようという気で、裁判所の方をここに呼んでいただいで、責めるつもりはないですが、隘路を剔抉して、どうしても何とかなければならぬというところに持っていくのもおもうと思ふたのだが、お出かけをいただけないので、どうもくつの裏から足をかくようなことを言ってしまうわけですが、人事院の側が、一般的な問題としてけっこうですから、少し前向きに踏み切つていただければ、全部が全部とはいかぬかもしれぬけれども、一、二、三、四と分けていって、非常に悪い方々ぐらいます救えるのではないかといいふうに私は思う。痛切です、お話を聞いてみると、おそろしく局長さんが、ほんとうに悪い方をお呼びになって聞いてみるとその点はよくわかると思ふのですよ、お互い人間ですから。だから先ほど申し上げたように、団交権を制限されている公務員でございまして、この立法の趣旨に基づきまして、ぜひひとつそこまで手を伸ばしていただきたい。この点について、ひとつお答えいただきたい。

○島政府委員 ただいまの大出先生のおことばにありましたように、確かに職業病を検討する場合に、仕事の内容とお医者さんの医学的判断との結びつきが、お医者さんの立場からすると、なかなか医学の非常に専門的な立場だけに閉じこもって、実際にその仕事の内容というものは十分御存じないという点は確かにあるかと思ひます。その点は全く同感だと思ひます。で、私どもとしては、こういうものについて将来検討する場合には、十分その点もよく考えながら検討していきたいと思つております。

頸肩腕症候群を例にとりますと、これは職業性の理由以外に起こる場合がきわめて多いわけでございますが、骨に変化があるとか、あるいは筋肉とか神経、そういうところに変化があるとか、何らかの神経を圧迫するような原因がございまして起こってくるわけでございますし、またそういう原因がございまして、自然に原因として起こってくる場合もございまして、またそういう原因があつてキーパンチャーのような職業に従事するためにその発現が促進されるというふうな場合もあるわけでございます。こういう関係で現在まだ医学の経験則では職業病と言ひ切ることができないような状態になつておるわけでございますが、個々の症状を検討いたしまして、医学的にそういう症状が発現するという理由が可能な場合あるいはさらに進んで医学的にそういう個々の症状がはつきりと認められる場合、こういう場合には、現在補償法でも公務上にあるということにいたしております。ただ、こういった頸肩腕症候群というのは、痛みを主体にした病気の状態でございまして、ただ、痛みだけをいふと、本人は痛くおとしやるけれども、医学的に見てどうもほんとうに痛んでおるのかどうかというふうな疑問が生ずる場合もございまして、また、業務との関連で、はたしてそういうキーパンチャーあるいはタイプによつて起こったかどうかというふうなことが、その方の実働時間とか就業期間とい

うふうなものから見てはつきりしないというふうなこともありまして、その辺の認定がむづかしいわけでございます。

はわからない。こういう関係があるのでですね。そこにもう一つ悪いことに、予算のワケなどというものを頭に置くと、なおわかつていてもわからない結果になるわけでありまして。したがって、医者の立場から、職場との結びつきがわからないのだからといって、医学の立場に閉じこもっている形をとれば、これは片やてっぺんのほうには予算のワケがあるということになると、悪く言えば、都合よく問題はそれにしてしまう。こういうことになる。しかも、きまった病院を指定されて、そこだけで調べていると、そこの方々は、審査権を持つ方々から、そうなる、その間で、人事院はこういう状態ですとかいろいろなこと耳に入ると、もうしばらく見ていようということになる。なぜならば、医者とのかつがりで、職場との結びつきはほとんどに痛切に感じてないですから。つまり、人がながめて痛いだらうというのと、本人が痛いと言ふのは、このところは違ふということですね。だからそのところをひとつ踏み込んでいたでいて、何も規則の面でも直ちに五十六項目に追加をしなければならぬということも申し上げておいて、何のじやないけれども、私も職場の経験のある人間がながめてみて、直接御本人に会って聞いてみて、それは御本人が痛くもないのに私の前に来て、痛くて痛くてしょうがないとか、こうでございまして、それなら、そんなことは調べる方法で言いやしませんよ。そんなことは調べる方法で間違いなくわかる。万人の見るところ、それは間違いなくです。だからそういう点等もひとつ御勘案をいただいで、できればその定員のほうを片づけてあげようという気で、裁判所の方をここに呼んでいただいで、責めるつもりはないですが、隘路を剔抉して、どうしても何とかなければならぬというところに持っていくのもおもうと思ふたのだが、お出かけをいただけないので、どうもくつの裏から足をかくようなことを言ってしまうわけですが、人事院の側が、一般的な問題としてけっこうですから、少し前向きに踏み切つていただければ、全部が全部とはいかぬかもしれぬけれども、一、二、三、四と分けていって、非常に悪い方々ぐらいます救えるのではないかといいふうに私は思う。痛切です、お話を聞いてみると、おそろしく局長さんが、ほんとうに悪い方をお呼びになって聞いてみるとその点はよくわかると思ふのですよ、お互い人間ですから。だから先ほど申し上げたように、団交権を制限されている公務員でございまして、この立法の趣旨に基づきまして、ぜひひとつそこまで手を伸ばしていただきたい。この点について、ひとつお答えいただきたい。

○大出委員 総務長官お見えになりませんので、委員長、あまり長い質問をしてもしかたがないと思ひますのでありますが、おられれば実はまだだいたい承りたいこともあるのでありますけれども、法律提案者が、責任者が、おいでにならぬのですからばつぽつ途中で切りたいと思ひます。それで、いまのお話なんでありますけれども、事

人事院に限らず、民間企業の中にもあるのですよ。しかも、民間企業は労働省所管でございますが、私がここに持つておる資料によりますと、民間の場合にも職務に基因をするということで、いわゆる頸肩腕症候群などといわれる形のもの、労働者災害補償保険法の適用を受けているケースも実際にあるんですよ。これは何も公務員に限ったことではない。私も正直いって真剣に調べたのですが、やはりこれは間違いないと思う。だから医者の見解、これはいまお話しのとおりだと思います。そこが一番むずかしいところだ。もう一つは国の予算規模というものがありません。これも無視はできない。それも認めます。だがしかし、問題は人の健康のことですから、そういう意味では民間の企業にもあつて、すでに認められているケースも同じ形のものでいろいろあるわけがありますから、それらのところもひとつ気を配っていただきまして、悪ければ将来、予算の立て方なり人の配置なりを直せばいいのでありまして、それはこれから私も努力をする責任がありますからやりますけれども、実は問題は、いま起こっている、いま痛いという人をではどうするかというのをやはり考えていかなければならぬ。まあ政治というのは私はそういうものだというふうに思っておりますので、どうかひとつそういう点を御配慮をいただきまして、早急に何らかの形でお調べいただくようお願いしたい。

で、私は、形の上でここにお出になれないのであつて私が申し上げたことについては重々わかつておりますから、実はむしろここで御説明をするほうがいいと思つてゐるのですけれども、実はいままで法務、予算、決算しか出席をしていないという先例を破ると、新たなケースをつくることいいいか悪いかという相談が先になります。御出席ができないのであらためて私のところへ来て、人事局長さんと給与課長さんとで詳細な御説明をいたします、こういう実は御返事なんで、それはそれで承つておきます。また人事院の皆さん方にお願ひいたしますけれども、どうかひとつ、この席で

申し上げたことは、他意あつて申し上げてゐるのではないという点をおくみ取りいただきまして、何人もの方にも会い、捨てておけぬという気持ちで申し上げておりますから、その点をひとつそうお受け取りを賜つて御尽力をいただきたい。この点だけつけ加えまして、一言何かお話を承りまして終わりたいと思います。

○島政府委員　ただいまの御趣旨を十分体しまして調査、研究してまいりたい、このように考えております。

○大出委員　それでは委員長、総務長官おいでになりませんか、この辺で……。

○三池委員長　次回は、来たる九日午前十時理事会、十時三十分委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後零時十九分散会

昭和四十三年四月十五日印刷

昭和四十三年四月十六日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局